

令和元年 12 月 17 日

山 形 県

山 形 地 方 気 象 台

山形県土砂災害警戒情報における暫定基準の廃止について

山形県と山形地方気象台は、地震の影響を考慮した土砂災害警戒情報の暫定基準を見直し、令和元年 12 月 24 日から通常基準により運用します。

令和元年 6 月 18 日 22 時 22 分頃の山形県沖の地震により、山形県の震度 6 弱を観測した鶴岡市南部、震度 5 強を観測した鶴岡市北部では、地盤の緩みを考慮し、山形県と山形地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準（土壌雨量指数基準）について、鶴岡市南部で通常の 7 割、鶴岡市北部で通常基準の 8 割に引き下げた暫定基準で運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況ならびに土砂災害危険箇所の点検結果等を勘案して、適切な見直しを行うこととしております。

今般、これらを検討した結果、下記のとおり山形県土砂災害警戒情報の暫定基準を見直すこととしますのでお知らせします。

なお、気象庁で提供する「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」※についても、通常基準による判定結果となりますので、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

記

- 1 暫定基準を廃止して通常基準とする日時
令和元年 12 月 24 日 14 時
- 2 暫定基準を廃止して通常基準とする市（別紙に図示）
鶴岡市

これにより山形県内の市町村の土砂災害警戒情報の発表基準は全て通常基準となります。
※大雨警報（土砂災害）の危険度分布は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。詳細については、以下を参照してください。

山形地方気象台 <https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html#area=311>

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/doshakeikai.html#b>

山形県 <https://sabo.pref.yamagata.jp>

本件に関する問い合わせ先：

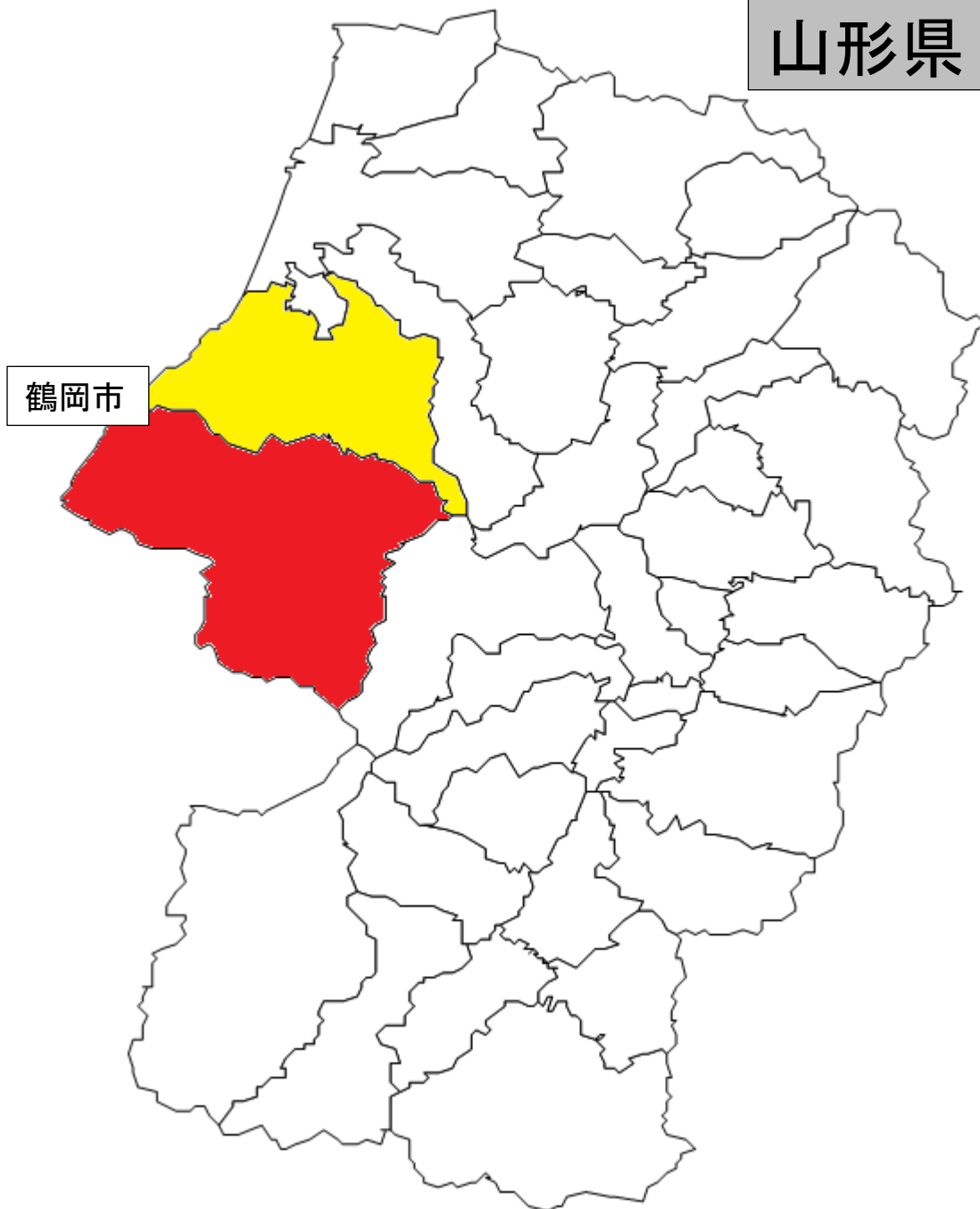
山形県県土整備部砂防・災害対策課 課長補佐 佐藤 電話 023-630-2635 FAX 023-625-3866

山形地方気象台 土砂災害気象官 松永 電話 023-622-0632 FAX 023-633-0620



土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止する市

山形県



7割の暫定基準から通常基準に戻す地域



8割の暫定基準から通常基準に戻す地域